

厚岸町議会 第2回定例会

平成21年6月26日

午前10時00分開会

●議長（南谷議員） ただいまより平成21年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。

●議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、高橋議員、5番、中川議員を指名いたします。

●議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

10番、谷口委員長。

●谷口委員長 昨日、6月25日、議会運営委員会を開催いたしましたので、報告申し上げます。

協議内容は、発議案についてであります。

(1)発議案第2号 第3セクター調査特別委員会の設置についてであります。この案件につきましては、審査方法は本会議において審査することといたします。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、15番、石澤議員の一般質問を行います。

15番、石澤議員。

●石澤議員 おはようございます。

本定例会に当たり、さきに提出した通告書に従って、次の2点について質問します。

初めに、子育て支援についてです。

少子化は、依然歯どめがかからない状況にあり、厚岸町も例外ではないと思います。要員の一つには、子供の養育に対する負担感があると思います。子育てに対する社会的な要望が強いことから、特色ある子育て支援を確立していく必要があると思います。

そこで、子育てしていく中で、何より親が心配なのは、我が子の病気やけがのことだ

と思うのです。釧路管内でも、根室や浜中町では、15歳まで医療費が無料だったり1割負担だったりしていますが、厚岸町でも通院を含め、15歳年度末まで給付の対象を拡大できませんか。

妊産婦の負担を減らすためにも、町立病院に助産師外来を開設することはできませんか。

修学旅行費などの教育費の保護者負担の軽減はできませんか。

次に、農地法についてです。

新しくなった農地法は、厚岸町の農業発展に重大な障害をもたらすと思いますが、どうですか。

今度の農地法は、農地に対する権利をみずから農作業に従事する者か、あるいは、その協同組織のみ認める原則を貸借について放棄したもので、その内容は、農地は耕作者のものという耕作者主義を空洞化するものになっていると思いますが、どうですか。

小作地や小作地の所有制限や標準小作料制度を廃止し、賃貸借の期限制限を20年以上から50年以上にするのは、農地の貸借を超えて事実上所有権を与えるに等しいと考えますが、どうですか。また、このことは、地元の農業者の実情を無視し、競争力の強い企業に道を開き、地元農業者を脅かすことになると思いますが、どうですか。

農地制限は、農業や農村社会の行方に重大な影響を及ぼすものです。もうけ本位の農外企業に農地をゆだねることで、地域農業は活性化し、耕作した放棄地の解消になるとはとても考えられないのですが、企業参入について町長はどのように考えますか。

農地法では、一般企業が農業に参入する際、その許可に町長が関与することになっていますが、町長が関与する際の基準と観点は何でしょうか。

耕作放棄地が広がる原因は、輸入自由化や経営が成り立たない乳価等にあり、規模を問わず安心して農業に励むことができる価格、所得保障等、あるいは後継者育成や新規参入への支援こそ行うべきだと思います。

農地法の改正は、食料の自給向上や環境保全、家族経営中心の地域に土着した農業に背を向けたもので、基幹産業の酪農を守るためにも厚岸町としては受け入れがたいと考えますが、どうでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

15番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、初めに、子育て支援についてのうち、子供の医療費給付対象を、通院も含め15歳年度末まで拡大できないかとのご質問であります。ご質問は厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する制度の対象拡大についてのこととしてお答えいたします。

ご質問者ご存じのように、この制度は北海道医療給付事業の助成制度を受けて実施しているものであり、厚岸町乳幼児等医療費の助成事業費の2分の1は北海道が負担しているものであります。

この制度については、ここ10年間に於いて4度の年齢拡大が行われ、昨年度においても入

院と訪問看護に限定されていますが、小学生まで拡大されたところでございます。この拡大は、就学前と比べ、就学後は入院1件当たりの医療費が高く、子育て世帯の経済的負担が大きいため、負担の軽減を図り、安心して医療を受けられるようにとのことであります。

このような観点から考えますと、できればご質問にありますように、中学生まで通院も含め拡大できればよいわけではありますが、これは道の補助制度の対象外となり、町の単独補助となることから財源の検討が必要となります。

新たに必要となる財源ですが、推計に必要なデータが少なく、現在取得可能なデータから推計いたしますと、中学生の通院まで拡大した場合に必要な額が2,000万円程度となると試算され、道の補助金がないことから全額町の負担となります。

このような状況から、現段階ではご要望に沿ったお答えはできませんが、今後のこの制度の医療費の推移等を見きわめるとともに、厚岸町における子育て支援全体における施策を進める中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、町立病院の中に助産師外来を開設することはできないかとのご質問についてお答えいたします。

ご承知のとおり、助産師外来は、助産師が医師と役割分担しながら健康診査や保健指導を行うことで、本来、産科医師が常勤している医療施設で行われるものですが、近年、道内でも他の医療施設と連携して助産師による外来開設をしている病院もあります。

しかし、全国的に産科医師が不足しており、道東の釧路管内においては一層の厳しい状況にあることから、他の医療機関の協力を得ることは大変難しい状況となっております。

町立病院では、過去において産婦人科の診療を行っていた時期もありましたが、さきに述べたとおり連携する産科医師の確保のめどもなく、助産師資格を有する看護師も不在であることから、スタッフの確保は大変困難な状況であります。

加えて、施設及び医療機器も整っていない現状でありますことから、新たに専門外来である助産師外来の設置は考えておりませんので、ご理解願いたいと存じます。

次の教育費の保護者負担の軽減はできないかとの質問については、教育長から答弁があります。

次に、農地法についてのご質問で、1点目の厚岸町の農業発展に重大な障害をもたらすと思うかどうかのお尋ねであります。改正農地法が6月17日に成立いたしました。旧農地法は戦後民主主義の原点の一つである農地改革を具現化したもので、農業生産や農村社会の基盤である農地の所有者及び利用についての考え方やルールを定めた法律で、みずから農作業に従事する者のみに農地に関する権利を認めるという耕作者主義の原則に立った法律であつたのに対し、改正農地法では農地制度の基本を所有から利用に転換し、農地を借りる際の規制を大幅に緩和し、一般企業などの農業参入を促すなど、新たな担い手の確保を図り、国内農業の活性化につなげることを目的としています。

お尋ねの耕作者主義を空洞化するものとなっていると解釈するかどうかであります。当初、国会に提出された農地法改正案では耕作者主義が削除されておりましたが、法案審議の過程で耕作者主義が復活されましたので、地域における限られた貴重な資源である農地の有効活用を目指すという方向については評価できるものであり、したがって空洞化につながるものではないと考えます。

続いて、小作地の所有制限や標準小作料制度の廃止や賃貸借の期限制限を20年以下から50

年以下にするのは、事実上所有権を与えるに等しいと考えるがどうか。また、このことは、地元の実情を無視し、競争力の強い企業に道を開き、地元農業者を脅かすことになるかと考えるかどうかのお尋ねであります。まず、小作地の所有制限であります。旧農地法では小作地は4ヘクタール以下という面積制限がありましたが、平成6年に制定された農業経営基盤強化促進法では、既に面積要件がなく、今回の農地法改正では後追いながら農地の賃借を容易にすることにより、農地の集約化を進める制度に改正したものです。

また、標準小作料制度の廃止につきましては、現行制度が機能を発揮しているということ踏まえ、新たに創設される実勢借地料への円滑な移行を図るため、情報提供など地域に混乱が起きないよう町及び農業関係機関と連携し、政省令等に反映させるべく要望してまいりたいと考えております。

次に、賃貸借期間制限の延長につきましては、果樹などの特殊な作物では、長期間の賃借権を設定することが安定的、計画的な農業経営につながることはあると考えられますが、本町のような酪農専業地帯においては、農地売買価格、賃貸料は下落傾向にあることから、長期の契約は農業経営を圧迫する要因の一つとなるため、賃貸借期間については農業委員会や関係機関とも十分協議の上、ケースに応じ対応してまいりたいと考えております。

続いて、企業参入についての町長の考えはとのお尋ねにつきましては、農協と協議が必要と考えますが、農地の有効活用と企業による雇用などにより、地域経済や社会への貢献がいただけるのであれば、農外企業といえかたくなに拒むべきではないと考えます。

地域社会や農業の持続性が保たれていくには、多様な経営体が存在していくことが有効ではないかと考えますが、企業法人による極端な寡占化は望んでおりません。したがって、家族経営や農業生産法人等が共存し、それぞれの持てる力を発揮することが望ましいと考えております。

続いて、一般企業が農業に参入する際、その許可に町長が関与することになっているが、町長が許可する際の基準と観点は何かとお尋ねであります。改正農地法においては農業委員会に許可申請があった場合に市町村長に通知することとなっており、この通知に基づき市町村長が農業委員会などに意見を述べるができるとの定めになりましたので、申請した一般企業が農業経営を適切に行うと見込まれるかの判断を関係機関と十分協議した中で、意見を農業委員会などに示すこととなると考えております。

また、基準と観点については、権利などを取得しようとする農地などにおいて、常時農業従事する役員が1人以上を置かなければならないなど制約がありますので、基本的に厚岸町の農業にとって阻害要因となると判断した一般企業の参入は認められないと考えております。

続きまして、農地法の改正は、食料の自給率向上や環境保全、家族経営中心の地域に土着した農業に背を向けたもので、基幹産業の酪農を守るためにも厚岸町としても受け入れがたいと考えるかどうかのお尋ねであります。今回の改正農地法には、委員がご指摘の賃貸借の自由化、転用に関する規制の強化、農地の集約化の促進にポイントがあると言われております。これらが総合的に運用されることで、農地の減少を防ぎ、農地の集約化が食料の自給率向上や環境保全に一定程度効果をもたらすことが期待できます。

ただ、それぞれ地域によっては、気候や自然条件、地形などには大きな差があり、農地の規模や所有・利用の実態、さらには農地に関する価値観の違いなどにより、一律に規定し運用することは困難があるのではと考えています。

また、賃貸の自由化は、農業を全面的に市場原理に組み込むことにつながるという懸念もありますが、衆参両院の附帯決議が十分に反映されることで不安は軽減されるのではないかと考えております。

なお、今国会で成立しました改正農地法は、地域性など本町の大規模酪農業の実態に合わない部分もありますので、政省令に反映されるよう関係機関とも協議し、関係省庁へ要望してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

私からは、以上でございます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 次に、教育委員会に係る教育費の保護者負担の軽減はできないかのご質問について、私からお答えいたします。

教育費の保護者負担の軽減につきましては、平成19年6月の定例会においても15番議員より同様のご質問をいただきご答弁させていただきましたが、修学旅行に対する支援といたしましては、高知小中学校と片無去小中学校が高度へき地修学旅行費補助金の対象校となっております。記念写真などの一部を除いて全額補助しております。

このほかに、修学旅行費を含めた教育費の支援といたしましては、要保護及び準要保護世帯に対しての補助制度がございます。

準要保護世帯の認定率は、経済状況の低迷を反映して、この10年間を見ると高い数値で推移しておりますが、国の補助金はこれとは逆に減り続け、平成17年度からは国の三位一体の改革より準要保護世帯に対する国の補助がなくなり、税源移譲とともに地方交付税の基準財政需要額に算入されるようになりました。

このことから、今まで同様の制度維持は財政上難しいとの判断から、幾つかの自治体では認定対象者を減らす対策が行われました。しかし、当町においては、認定基準の縮小は現に援助費を受けている保護者への影響が大きいとの判断から、支給額の調整を行い認定対象枠の維持に努めておりますが、このことにより町の財政負担がふえる状況となっているところであります。

このようなことから、修学旅行費などを含む教育費用は、保護者にとって重い負担となっていることは承知しておりますが、低所得者に対する支援制度の維持さえ難しくなっている状況であり、現在の厳しい財政状況が続く中では、町の教育費に対する新たな保護者負担軽減策の措置につきましては、大変困難であることをご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 どの町村も大変だということは、何回もこの場でもいろいろ聞かせてもらっていますし、よくわかります。

まず、医療費のことなんですけれども、浜中町の場合は所得制限なしで、中学生卒業まで通院、入院1割負担ということでやっているそうです。鶴居村は10年になると言い

ましたけれども、制限なしで無料になっていると言っていました。

ほかの町村でも、今回の臨時交付金が出たことによって、町それぞれの財政に少し余裕が出てきたこともあり、いろいろなものを前倒しでできたこともあって、そのことで子供たちにも、これからの子供たちのために少しでも支援をしていきたい。このままでは、町に住んでいる子供たちがいなくなってしまうということも含めて、新たに無料の措置をして、15歳まで無料措置をしているところが、管内だけでなく、北海道内でも道の予算以外にもふえているところがあります。

それで、町のことし、これから3年間、去年まで、おととしから今までで、子供たちの生まれてきた出生の数、それからこれからその子たちがどういう状態で生まれてくるかというのはわからないかもしれないですけども、出生の数。それと、管内以外、北海道の中で15歳までの医療費を無料ないし、通院も含めて補助をしている町村がどのくらいあるか、その数を教えてください。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時31分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） お時間をとらせて申しわけございません。

まず、出生の数で申し上げますと、年度の出生ということでお答えいたします。18年度94人、19年度96人、20年度59人という推移でございます。

それと、全道で乳幼児医療の拡大制度を行っている市町村でございますけれども、拡大の幅がいろいろございますけれども、中学3年生まで拡大をしている数でございますけれども、17市町村ということになっております。

それから、管内においては、先ほどご質問者おっしゃられたとおり、鶴居と浜中町が15歳まで拡大してございます。

それと、今年度において拡大予定の部分については、現在のところとらえてございません。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 今年度はとらえてないって言ってましたけども、今年度は比布町が8月から15歳まで制限なしで無料ということです。これは、国からのペナルティはないということでした。

それで、厚岸町の新たに臨時交付金で来ていますよね、今回も。2億7,800万円また新たに入っていますね。それで、比布町なんかはこれを受けて、それで少しでも子供の少

子化を防ぎたい、そういう思いも含めて、この子供たちの全道で子育てがすばらしいまちづくりというプロジェクトを立ち上げて始まったものだそうです。

それで、全国の中で、もう少子化というのは確かにいろいろなところで少子化のほうが多くて大変な思いをしているんですが、その中でも平均よりもはるかに上において子供がふえている、上回る自治体があります。その自治体に行って学んだ結果がこういうことだったと聞いております。

それで、厚岸町の場合は、基幹産業が酪農とか、それから第一次産業ですよ。そこをきちっと維持していくためには、やっぱり後継者というのはとても大切だし、そのためにも子供が育っていける環境をつくるっていうことはとっても大事だと思うのです。それで、お金がかかると言いますが、建物を建てるよりは子供たちの成長にお金をかけるほうが、こう言ったらすごいきつい変な言い方なんですけども、とっても大事なのかなっていう気がするんですよ。

それで、15歳までの医療っていうのは、今、子供たちの中に生活の格差が広がってまして、歯医者なんかもあります、歯医者も小学生、小さいときからきちっと歯を治療していくと、ずっと子供たちの健康にはすごくかかわっていくんですが、その歯の虫歯の健診にも高い保険料とかで重い格差が出てきてるんですよ。それで、そういうのも含めて、ぜひ医療費の拡大は何としてもお願いしたいなと思います。

それから、次に移りますが、子供の就学援助のことなんですけども、高校になったときに、中学からずっと含めてですが、制服、ジャージとか上履きとか大体このくらいかなっていうのが、部活もあって、高校に入るときに必要なものっていうのが計算してくれた人がいました。それで、30万5,032円、高校入学するときにかかる。そのために、自分たちはパートで働こうと思うけども、パートの働き口もない。大変な思いをして子育てをしているお母さんがいるんですが、さっき本当に教育長言ってましたけども、大変なのはわかっている、とっても大変なのはわかるけども、厚岸町の負担が、お金がないっていう言い方をされてましたけれども、子育てしているお母さんたちっていうのは3年間ですね、1年1年子供たちずっとおがっていつているんですね。

それで、子供たちが、今、援助しなかったら、そのときはないわけですよ。修学旅行もこの年行けなかったら、もう一生行けない。中学のときの修学旅行、例えば小学校の修学旅行は、その学年で行きますよね。そうすると、やりたくてもやれない親とか、前にも言いましたけれども、やっぱり同じように、全額でなくてもいいですけども、やっぱり同じような金額を補助をして、そして行けるようにしてやったほうが、もらってる子ともらってない子の格差があったり、それから、自分はもらっているんだっていうそういうマイナスなイメージがその子たちにならないためにも、例えば修学旅行なら修学旅行だけは町としてきちっと保障するとか、そういうものがもっとあってもいいのかなと思います。それで、もう少し検討してもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 子供の医療費の助成の関係でお答え申し上げますが、確かに子育て

て支援の中で医療費の支援を行うということの重要性は、私どもも重々理解できるところでございます。

ただ、子育て支援全体ということの中で、限られた財源の中で何が有効かということとは、施策的な全体的な中でやはり考えていく必要もあるというふうには考えてございます。

毎度同じような答弁になりますけれども、その具体的な検討を、実は医療費の分析、それから今後の先ほど言いました出生率の推移ですとか、それから先ほどからこのご質問の中にもいろいろな観点からご質問されてますが、それら総体の中で検討していかなければならないというふうに今現在は考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ただいまご指摘の保護者負担軽減のお話でございますけれども、確かに修学旅行については高い負担になっているというふうに思います。

ただ、きのうのご質問もございましたけれども、町としては父母負担軽減費という形でも、小学校3,000円、中学校6,000円という金額で補助いたしておりますし、一つは昨年、大分燃料費等々が高いことによって、給食費の負担がかなりきついというような状況になったときに、何とか現行を維持したいというふうな形での給食設備を整えるなどして、給食費の維持を図ったということもございます。

管内見ても、決してうちのところが安いわけではございませんけれども、釧路町、浜中、標茶等も平成20年度には改定を余儀なくされているというような状況あります。何とかうちは米飯の数をふやすことによって、給食費も何とか抑えていきたいと思っておりますし、今年度も抑えているというふうな状況です。

総合的な面で、いろいろな形では父母負担の軽減を図りたいとも思っておりますし、図ってきているというふうに考えております。ただ、入学時の負担を軽減するための、例えばメロディオンにつきましても、これ1個5,000円以上するというようなものも入学時には毎年、小学生、中学生にはアルトリコーダーという形でこの分を負担しているという状況がありますので、今後もいろいろな形で状況が悪くなる中では検討していかなければならないなというふうに思っておりますけれども、現状ではかなり厳しいというふうなことはご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。これからも検討していただくことでお願いいたします。

それから、助産師外来なんですけれども、前に町立病院にあったのは、私もちょうど子供が生まれるころ以前くらいにあったと聞いてますけれども、なぜ助産師外来をと言うかといいますと、今、釧路は市立と日赤だったと思うんですけれども、それで、その病院に厚岸から毎日、結局は月に1回とか町で14回、認めていただいたおかげで毎月通うことになると思うんですが、妊婦さんにとって車で行くということ、最初の大事な時期ってとても負担があったりするんですよね。

それで、相談する窓口みたいに、親がそこに行って簡単に相談ができる場所があるとすごい助かるんですよ。わざわざ釧路まで1時間かけて行かなくても、何かあったときに町立にかけて相談ができるっていうことは、とっても助かると思うんです。看護師の中にいないって言ってましたけども、退職した方、それから昔はお産婆さんって言ったら怒られますけれども、そういう人たちがいて、その人たちのアドバイスを受けながら、病院にかからないで子供を生んでいた時代もあったと思うんですよ。今はなんかすべて病院っていう形ですけども、そういうのも考えた上で、退職して経験を積んでいる方もいらっしゃると思うんですが、そういう方にそういう場で働いてもらうっていう考えはないでしょうか。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 助産師外来につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

助産師外来につきましては、単に助産師がその病院にいる、いないということもございますけれども、産婦人科医の連携のもとに十数回あるうちの健診業務の3回から4回を担うという形ですので、どうしても産婦人科医との連携が必要になってくる。おっしゃるように、大変な負担であるからこそ、町立病院としてその責任を果たすためには、体制上の問題もございます。

単に助産師を町立病院で確保して、お話を聞く機会を設ければ、それで助産師外来ができるかどうかといったら、それは大変な、町立病院も、医師の負担、協力の体制の問題等々ありまして、なかなか無理であろうと考えているところでございます。

と申しますのも、道内でも実施している箇所が20カ所未満ございますけれども、ほとんどが、すべてと言ってもいいですが、産婦人科医がそこにいて、その病院の中で助産師外来を行うことを通常として実施しているわけでございます。これは、産婦人科医の極端な減少によるところの、できる限りの業務軽減の負担という考え方から行われているものでございまして、今現在、町立病院が、内科、外科、小児科、この体制の中で救急医療も担いながら、質問者もおっしゃいます負担という部分を町立病院が軽減できるような医療機関としての責任を果たした中での対応というのは、今現在無理ではないかと、このように考えてございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 赤ちゃんを育てていくっていうこと、お母さんの不安っていうのを考えますと、町立病院の負担はすごくわかります。一生懸命頑張っているっていうのもわかるんですけども、何らかの形で、うまく言えないんですけども、そういう補助するものを少し前向きに考えていってほしいなと思います。

羽幌町だったと思いますが、他の病院の産婦人科と提携してやってるっていうのも聞いたことがありますので、その辺も少し考えてほしいと思います。

それで、次に移りますが、農地法のことなんですけども、農地法の問題は、はっきり

言って物すごい、特に酪農家なんですけども、すごくはっきり言って不安です。今、小作料がきちっと決められてて、その範囲でルールがあって、それぞれが自分たちで、ここはここが借りれるとか、そういう形でお互いに買ったり借りたり、それから貸したりしてる形になってますが、小作料っていう基準がなくなったときに、一般の農家と企業とが競争することになったときに、これはとてもじゃないけど農家なんか太刀打ちなんかできませんよ。今ある小作料の倍で借りられて、50年借りられたら、とってもじゃないけどやっていけません。そういうようなぐらいとんでもない改正です。

それで、この農地法っていうのは、さっきも町長言ってましたけれども、戦後民主主義の原点の一つである農地改革を具体化したものだと言っていました。それで、これは世界中からすごくすばらしいと言われている農地法だったんです、前の農地法は。みずから耕作する者に農地所得の権利を認め、農業者が安心して農業に取り組めるように耕作者主義を原則としている。安心して農業を営むためにとっても大事なところなんですよね。それが今回は全部取り払われちゃって、それでなくても、今、企業とかも入ってきてます、実際。それがここにもなくてもいいっていうことになったんですよね。距離も関係なくなったんで、東京だろうがアメリカだろうが、海外も関係ないですから、どこにしようがこの土地を使って耕作ができるっていうふうにできたのが今回の農地法です。そうすると、農家の派遣切りが始まっちゃいますよ。

それで、さっき企業が入ってきたときに、ちゃんと企業が入ってくるのはいいことではないかっていう言い方をしてましたけども、千歳にトマトハウスがありました。企業が経営していたんですが、東洋一と言われたトマト農場です。オムロンっていう、血圧とかそういう器械をやっているところですけど、そこが経営が行き詰まって破綻して生え放題です。物すごい面積の農場が荒れてます。ハウスがビニールハウスでなくて、ガラスみたいなハウスでつくってますので、それを撤去することも不可能だし、それを許可した農業委員会に対する責任問題も出てるし、千歳市でもどういうふうにするかっていう問題も出てます。

今もう既に237企業ぐらいが農地に、農外企業に入ってますけども、大体ほとんど半分ぐらいが赤字だそうです。23企業がもう既に撤退を決めてるということで、結局農地を全部集めてきて、そこでできなくなったら、それがもう耕作放棄地になってしまうっていう状態が現に起きています。

厚岸町の場合は、農業委員会に町長からの進言ってありましたけども、その第3機関といいまして、関係機関と十分協議した中で意見を農業委員会にっていうことを言いましたが、その関係機関とはどういうことなんでしょうか、教えてください。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） まず、助産師外来の件でございます。

何らかの形で相談できるようなということと、それから羽幌町のお話も出ておりました。

町立病院で助産師外来を行おうとすれば、やはりきちっとした妊婦さんの安全であるとか、町立病院としての医師の対応とか、それから当然、先ほども申し上げましたが、

釧路市内にあります産婦人科医との緊密な連携のもとに行うということが、町立病院として医療機関としての役割であろうかと思います。その安全対策をきちんととれるような状況には今はないということと、やはり助産師の確保等々が看護師の人員の確保を含め、通常の看護師でも大変な状況の中では確保は無理があるということでもあります。通常の相談業務を超えた健診ということになりますので、これはさまざまな制約があると、このように考えてございます。

また、羽幌町の例を出されておりました。羽幌町につきましては新聞等々報道がございましたが、道内で産婦人科医がいなくて、この助産師外来を開設しているのは道立羽幌病院一病院ということで、これは平成20年の2月から開設されております。実は、この羽幌病院もそれ以前、19年の8月までは産科医が常駐していた経緯があり、道立ということもありまして、北海道からの全面の支援を受けて助産師外来を開設していると、このように聞いておりますが、そういった特別な支援を受けられる状況に、町立病院の場合は現在はないということと、通常の医療の継続確保、こちらに重点を置いた医療が求められていると、このように考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、1点目の大きな企業が入ってきたら家族経営が困るのではないかというお話であります。

この点につきましては、改正農地法の第1条に地域農業との調和ということで配慮がされております。農地の利用に支障が生じるというふうに判断された場合、農業委員会のほうで不許可にできるということになってございます。したがって、秩序のない無秩序な企業の参入ということには歯どめがかかっているということでございます。

それから、農業委員会のほうから、仮に大きな企業が入ってくるといった、そういった場合には、農業委員会のほうから市町村に通知が来ることになってございます。市町村長は農業委員会に意見を述べることができるわけでありまして、この意見を述べることになったということが今回新たに加わった点でありますけれども、このことは許可の判断をより慎重にするという事で、慎重にするために判断できるということから、地域農業に支障を来すというふうに判断した場合については、そのような形で意見を出したいというふうに考えてございます。

それから、小作料の関係につきましてのご質問もございましたけれども、これまでどおり今までの小作料制度、地域に非常になじんでいる制度であります。これまでずっとやってきたわけでありまして、この制度が今回廃止となったわけでありまして。

それで、今度、実勢の各市町村ごとに、実勢の借地料ということで新たにそういった賃貸料金を設けるといって、そういった制度に今度移行することになるわけですが、これらについて、まだ詳細が決まってございません。モデル地区を指定して、全国の農業会員という組織がありますけれども、そこで現在資料等を策定中ということでございます。

非常にまだ不透明な点がございます。そういった点もありますので、政省令等、今後そういったものに注目をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それからお尋ねの関係機関というのは、地元では農協、それらのほかに農業委員会の全国組織、あるいは北海道の単位で農業会員という組織がございますけれども、その農業会員の中で関係機関という言葉はそういった意味でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 市町村で小作料はある程度決めれると言いましたけど、それが歯どめになるんでしょうか。

それから、市町村長が意見を述べることができるっていうんですけれども、地域農業に支障を来すっていう、その支障を来すハードルっていうか、物差しっていうものは一体何なんでしょうか。教えてください。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 市町村で決めれるというのは、詳細これはまだわかってございません。全国農業会議という組織がその市町村ごとに、今までのそういった経緯で実態等を含めた中で各市町村に今アンケート調査を行っているそうです。そのアンケート調査に基づいて金額を設定するわけですが、それはあくまでも参考ということになろうかと思います。

政省令が半年後の今年の17日にこの法律が改正になったものですから、その半年後の12月の中旬ころまでに政省令が出されることになっておりますので、それらを注視してみたいというふうに考えてございます。

それから、市町村長の判断基準というご質問でありますけれども、これはあくまでも農業に耕作の実態がないとか、あるいは1年以上放置をされてたとか、そういった、あくまでも農業の実態のないというふうなことで判断をされたケースとか、あとは1回目の答弁で申し上げましたとおり、地域に厚岸町の農業にとって支障を来すというふうな判断が、そういったことで、この人は農業の実態がないというふうな判断をした場合というふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 12月に施行になるということですね。それで、ということは、さっきアンケートをとっているとかっていうことでしたので、町長の答弁にありましたけれども、きちっと厚岸の農業の状態を反映して、いろいろな問題点を出して、酪農が続けていけないような状態にならないように、地域を守るためにも町長の進言をお願いして終わります。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今後ですね、農協、あるいは農業委員会とも連携をしながら、全国にございますそういった農業委員会の組織、全国組織、あるいは北海道の組織、そういったものに共通の意見、釧路管内独自、あるいは厚岸独自のそういった考え方も加えながら、そういったものが政省令に反映されるような形で要望してまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 以上で、15番、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、14番、竹田議員の一般質問を行います。

14番、竹田議員。

●竹田議員 平成21年度第2回6月の定例会において、さきに通告しておりました通告書に従って質問をさせていただきます。

1として、町の避難所への対応についてであります。味覚ターミナルコンキリエの避難階段の設置を望むとして、コンキリエは避難場所となっているにもかかわらず、上へ上がる階段設備が備わっていないため、早急に避難できるよう階段の設置を望むが、これに対して町の対応についてをお聞きしたいと思います。

2として、町の雇用対策について。

役場臨時作業員の増員の取り組み方として、緊急雇用創出事業が21年度実施になりますが、臨時作業員4名程度と5月から5カ月直接雇用の計画の実施内容についての具体的な内容をお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狹町長） 14番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町の避難所への対応についてのうち、味覚ターミナルコンキリエへの避難階段の設置を望むとのお尋ねでございますが、ご承知いただいているとおり、味覚ターミナルコンキリエの駐車場及び1階ロビーは、高潮・津波時の港町、真栄地区住民の緊急避難場所として指定しているところでございます。

避難先は、津波警報が発令された場合や津波発生の恐れがある場合、または津波が発生した場合に、町民が迅速に避難し危険回避ができる場所として、海拔10メートル以上の高台にある広場や施設で、徒歩で20分から30分で到着できる場所を目安に緊急避難場所として指定しておりますが、平成17年に発表され、巨大地震として警鐘が鳴らされている500年間隔地震の津波シミュレーションでは、コンキリエ真下の道路まで避難することができれば津波から逃げ切れることがわかってまいりました。

したがいまして、コンキリエ真下の道路まで到達された方々には安全が確保されたものの判断から、既存の道路を活用され避難場所へ集合される場合にあっては、階段設置の必要性は低いと考えておりますので、ご理解願います。

なお、500年間隔地震の津波シミュレーションに基づいたハザードマップを作成中でありますので、津波の侵入エリアをご理解いただき、地域の方々のご心配を払拭するため

にも、早期の配布に努めたいと存じます。

続いて、2点目の町の雇用対策についてお答えいたします。

平成21年度緊急雇用創出事業による役場臨時作業員雇用計画の具体的な実施内容であります。緊急雇用創出事業は国の施策として急激な経済情勢の変動により離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢などに対して一時的なつなぎ就業の機会を提供する事業であり、厚岸町は平成21年度当初予算に532万7,000円を計上し、道路・河川などの環境整備に携わる臨時作業員5名を平成21年5月1日から9月30日までの5カ月間雇用し、その作業に当たっております。

実施内容についての具体的な内容であります。道路関係では、町道筑紫恋道路ほか85路線の清掃、町道松葉町通りほか80路線の草刈りまたは植樹柵の掘り起こし、町道真栄3条通りほか116路線の樹木剪定、公園関係では、住の江丘陵公園ほか13公園の草刈り及び清掃、河川関係としては、床潭川、門静川及び宮園団地周辺排水溝の清掃を計画しており、5月から現在までに町道筑紫恋道路ほか24路線の清掃、松葉町通りほか9路線の草刈り、または植樹柵の掘り起こし、住の江丘陵公園ほか12公園の草刈り及び清掃を実施しております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 まず、味覚ターミナルコンキリエの避難階段の設置を望むということでお聞きしますが、今現在コンキリエの真下の道路まで避難すれば、多分上までは来ないだろうというシミュレーション。その理由からは、コンキリエの上までの階段は確かに必要がないというふうに、その理由だけを考えれば必要がないというふうには理解します。であれば、その道路まで逃げればいいんだってということになったときの、例えば台風のと看、それから嵐のと看の時期、それから真冬の寒いとき、冬が猛吹雪で降っている場合、そういった場合、上まで行ければいいんだってということで皆さんが理解して、コンキリエまで行かなくてもいいんだってという住民がその中に何人そういう理解をしているかっていうことですね。

人間の心理学的には、やはり一番上まで行きたいという、そういう緊急時のときには焦りというものが出てきます。ですから、心理学的に言うと上まで上って逃げたいという意識は当然起こってきます。そういった場合に、回り道がある道路を伝わっていくというよりも、人間は心理学的に一番短距離な道を陰しくても上っていくという動物的本能が出てくるものであります。そういった場合に、できれば近いところに階段がほしいというのは、当然人間の心理からいって当たり前なことだと思います。

その上からもう一度聞きます。その階段の設置について、全く必要がないという認識ではないのか、それとも全く必要でないというふうに思っているのか、どちらでしょうか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

- 総務課長（豊原課長） お答え申し上げます。

住民の方々の理解度をどれくらい得ているのかというような点、まだまだ私どもの啓発活動、少ない部分あるかなというふうに思っておりますし、また、町民の方々の焦りの気持ちというようなことについては、十分理解できるところでございます。

今回のご提言でございますコンキリエに直線的に上る階段ということにつきましては、私ども北海道が科学的調査と分析に基づいたシミュレーションを行ったという中で、結果は信頼度の高いものであらうと、そういう観点から町の防災行政にこのシミュレーションを取り入れさせていただいているという現状では、避難階段の設置については必要性は低いという判断のもとに設置を見送っているという状況でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

- 議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

- 竹田議員 コンキリエの場所に集中して、真下の道路ですから、多分、道道44号線ですか、ちょっと道路名の番号はわかりませんが、コンキリエの真下の道路は多分道道だと思うんですけども、その道路の上まで逃げれば大丈夫ってということなんですけども、今いろいろな避難状況が何回かありました。そのときに、コンキリエに向かって避難した人たちが、今までの経緯でどのぐらいの人数がいましたか。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
総務課長。

- 総務課長（豊原課長） お時間いただきまして申しわけございません。

コンキリエへの避難ということになりますと、港町、真栄の地域の方々ということになります。

対象人数としては1,240人ほどというふうに把握しておりますが、このうち、これまでの避難訓練等々で私どもが押さえている人数につきましては、340人が実績として把握しているところでございます。

- 議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

- 竹田議員 避難訓練のときの人数と、実際に本当に大津波が来たときの逃げるときの人数というのは比較にならない、想定外だというふうに思います。

コンキリエの真下のところに、今、ロープが張られているんですけども、コンクリー

トの台のところにもちゃんと上がれるように、プラスチックのジュースか酒の箱か、それらが置いてあります。あれはご存じでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 直接上るような形の中で、ロープを置いているという部分については承知してございます。これにつきましては、いわゆる従業員が下の駐車場のほうにとめるという関係もございまして、そちらのほうを上る上での補助的な部分というような形の中で設置がされたものというものでございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 下の駐車場を使って、普通に道路があるのに、ふだんでさえ早い道を、短距離の道を使って早くその場所に到達したいというのは、やはり人間の心理学的に当たり前行動だというふうに思うんですね。その上で、これが大津波になったときに、人間としてその心理学的な行動は、やはり最短距離で逃げたいという、上へ上へ逃げたいという、その動物的本能の部分についてはおわかりいただけたと思います。そういった上で、そのロープの設置っていうのが今現在ありますけれども、やはりその部分に階段があればと、いろいろな利用価値は出てくるのではないかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと存じます。

竹田議員の趣旨については理解できます。しかしながら、現況の傾斜地からすれば、階段は相当な急階段になるのではなかろうか。その工事の方法はいろいろあると思いますが、特にあそこの避難所は、幼稚園、また高齢者等々も避難に行くのが多いわけがあります。そうすると、急激な階段でありますと、なかなか上るといっても容易なことではなかろうかと、そのように私は認識を持っておるわけでございまして、そういう面を考えますと、しかもあそこは道の用地等も含めて、地すべり地帯等もあるわけでございますので、そういう点を考えますと階段を取りつけるということについては大変至難だなと、私はそのように考えております。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 傾斜地のことでおっしゃいましたけれども、住の江町の地すべり地帯になった部分、あそこには何カ所か上まで上る階段がついています。あれを見たら、あんなふうな急な住の江のところから考えると、そんなでもないですよ。一度見てもらいたいと思いますよ。

ですから、地すべりしたいのところでも階段はついていますから、それは至難のわざ

でもどうしてもつけられないというほどでもないと思うんですよ。いかがですか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） その辺は竹田議員がそのように理解しているでしょうけども、私としてはそうでなかろうかという考えを申し上げたわけでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 町長がそう思う、私がそう思うっていう見解の話をしてもしようがないのですけれども、いずれにしてもつけたほうが利用価値はある、ないよりあったほうがいいという言葉もございますので、ぜひ検討を願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 1回目の答弁でお答えしています範囲になろうかと思えますけれども、議員ご提案のお気持ち、十分わかる場所もございます。金額的なはじき出し、そういう点については全く行っていないのが実態でありますし、財政的にどこら辺までの影響が出てくるのか、そういう細部の詰めていうことも別な角度からの判断材料としては必要な部分もあるのかなという感じはいたしております。

しかしながら、北海道が示したシミュレーション、現在はこれを私どもよりどころとして対応しているというようなところもございますので、今後の中で十分さまざまな角度から検討を加えるというような方向で判断していきたいなというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 その地すべり地帯にも入っているってことなんですけども、今、ロープを張って上がったりおりたりしてますけど、今現在ではもう草がはげている状態です。地すべり地帯であるならなおさら、草がはげ、そこに大雨が降った場合にどんどんどんどん土が崩れてくるという危険性もあります。そういった部分から考えると、何らかの手当をしなければいけないのではないかなっていうふうに思います。そういう部分も含めて検討をされるように、もう一度お願いをしたいと思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほど、担当の総務課長からご答弁があったとおりでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 次に、町の雇用対策について質問したいと思います。

当初、臨時作業員が4名という形を3月の一般質問のときにはお答えしていただいたのは、5名の5カ月間ということで、1名ふやさせていただいたということで、大変ありがたいというふうに思います。

この5カ月間というのは、決めた理由は何なんでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今回、緊急雇用創出事業で建設課のほうの維持作業で決めております5カ月間とした理由でございますけれども、これにつきましては、まずこの緊急創出事業というのは、雇用期間は6カ月未満というふうな設定がございます。まずは6カ月以内の中で設定をしていくと。そうした中で、今度、予算的なものがございます。当初は4名の中で検討しておりましたけれども、それでは少し期間が6カ月近くまで延ばせました。しかしながら、その中で5名といたしまして、それで予算の範囲、それが今回とりましたのが532万7,000円、この中でできる中の期間、それが今5カ月間でございます。その中で設定した期間で5カ月としたものでございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 この緊急雇用対策については、雇用される場合には6カ月未満というふうには、国からの要請だったんですか。それとも町が決めたこと。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） この緊急雇用創出推進事業につきましては、もう既にご案内のとおり、国の交付金を北海道が基金に積みまして、それを市町村に配分して行うという制度でございまして、このいわゆる補助金でございますけれども、町に対する補助金ですけれども、この制度の中で緊急雇用というのはあくまでも次の仕事につくまでの、いわゆるつなぎ的な雇用の場を創出するという意味合いの中で、6カ月未満という制約がございます。そうした中で行うということが補助要綱の中で決まっております、それに基づいて行っているということです。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 これは、町として6カ月未満、要は要するにその6カ月を含んで6カ月間雇用するというのを町がした場合はどうなるんですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） あくまでもその補助の関係、そんなような形になっていきますので、それを超えるものについては補助対象から当然外れます。そうすると、単費での事業ということに相なるかというふうに思います。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 一般的に季節労働者っていうふうに言われるのは、こういった就労の日数、月日が、どこまでクリアすれば季節労働者っていうふうに言われる、その決め事のはざまって言うんですかね、ここからここまでは季節労働者で、ここからここまでは一般労働者と言われるその形はご存じですか。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時31分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

季節労働者の関係でございますけれども、定員といいたいでしょうか、そういう形でございますけれども、一般的には、例えば冬期間仕事なくなる、こういうような部分に通常恒常的にある一定の期間を仕事で離れる、離職しなければならない。それは仕事の形態の形の中で出てくる、そういうものについて季節労働者というような表現がされているということで、それが期間が何カ月以上、何日以上のを季節労働者という定義づけはないというふうに理解をしております。

それと、もう1点、この緊急雇用創出推進事業といいますのは、いわゆる季節労働者の冬期支援、従来ありましたそういう性格のものではなくて、いわゆる非正規労働者、つまり臨時的といいたいでしょうか、そういうような正社員でないような労働者、そうした方々がリストラ等々によりまして職がないという状態の中、そういう方々が次に職を探さなければならない。その間どうしてもなかなか難しいという現状の中を踏まえまして、その次の仕事につくまでの間、職探しをするといいたいでしょうか、そういうような部分の間、臨時的にこの雇用の創出の場を提供しようというのがこの制度、考え方の事業でございます。ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 聞き方がちょっとまずかったのかもしれないんですが、季節労働者っていうふうに言われる、それから一般雇用者と言われるその部分については、1年じゅう働いている人は一般の労働者。ある期間がないっていうふうに認識していると言っていましたけれども、これは期間があるんですね。6カ月未満、月11日、そして週40時間以上、これが6カ月を超えると季節労働者ってみなされる定義がございます。それが1年を超えると一般の雇用者っていうふうに分けられるっていうふうに、これは建設業を営んでいる人であればだれもがわかっていることなんです。

私が言いたいのは、実はそこなんです。課長、ここが一番大事なんです。6カ月間を過ぎるっていうことがどういうことかっていうと、失業保険が当たるか当たらないか、本人はもらえるかももらえないかっていうぎりぎりのところなんですよ。週40時間以上、月11日以上、そして6カ月間を1年以内に、ことしで言えば平成21年1月1日から平成21年の12月31日までを1年間とした場合に、その1年間の間にそういう労働した場合には、季節労働者になるのか、季節労働者にならないのか。

今のこの5カ月間っていうやり方は、季節労働者にもならない。ですから、失業保険も雇い側は掛けなくてもいい、こういう保険は。ですから、本人はもらえないという形になります。それを町のほうで知ってるか知ってないかっていうことで、人の採用っていうことに関しては、非常にそこに優しさが出てくる、出てこないっていうふうに認識をしてないとですよ、できなくなると思います。その認識をしていて今回の採用に当たったのかどうなのか、いかがですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） この緊急雇用制度の考え方といいますのは、あくまでも……。〔これは緊急雇用のその考え方を聞いているんじゃないですよ〕との発言あり）この事業は、緊急雇用の創出事業という一つの補助事業のメニューの中に沿った形の中で補助金を、せっかくのある制度ですから、その補助金を得て少しでもそういうようなつなぎといたしましょうか、臨時的な雇用の場を創出するというのが町としての考え方でございます。

それで、この事業をするというのは、あくまでも先ほどから言っておりますように、次の仕事につくまでのステップ、これがなかなかすぐにつけれない。ですから、状況によっては、実際に仕事についたけれども、1カ月や2カ月で次の仕事が見つかる方も中にはいらっしゃるかもしれない。ですから、そういう次の仕事に、繰り返しになりますけれども、いわゆるつなぎ的な仕事、これを創出した上で生活等々のいわゆる支援をしていきたいと思いますという物の考え方でございます。

ですから恒常的に、例えば恒常的な仕事の量として6カ月を超える、あるいは1年の雇用をすると、そういうようなまず性格のものではないということをご理解いただきたいと思います。そういう枠の中で事業選定をしているということです。

なお、事業選定に当たりましてはいろいろありましたけれども、この6カ月未満の中でも、少しでもいわゆる期間、雇用される期間が長いというような部分が望まれる。補助のこの要綱の中でも、やはりそういった部分が優先したような物の考え方で取り組む必要があるというふうになっておりますし、町もそういうような考え方の中でこの緊急雇用創出の部分の事

業選定に当たっては、そういったような部分も加味しまして21年度の事業採択に当たったと、
こういうことでございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 最後に僕が言いました、その失業の制度の部分はわかってて今回のこの取り組みをしたのかどうなのか、そこが大事なんです。そこを教えてください。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 失礼いたしました。

補助制度の部分は承知をしてございます。承知をしておりますけれども、先ほど言いましたように、この緊急雇用の推進事業の性格、こういったものに合わせた事業を行ったということでございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 先ほど聞いたときに、枠がある、枠ないで答弁をしたんですよ。僕がそれについて、月11日以上週41時間の6カ月以上働くと失業保険が当たる、そういうものは、仕組みはわかっていたかということ聞いたんです。それはどうですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） その辺については承知しております。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 承知をしていたということでもありますけれども、承知をしたのであれば、なぜ町費をふやしても6カ月の雇用をしてあげようという、そういう気持ちになれなかったのかなというの、やっぱり使われる側の立場になったら非常に悲しい部分でないのかなというふうに思います。

今この時代において、確かに国の制度の中に、要綱の中に、次の仕事が見つかるまでの緊急雇用対策と。ですから5カ月間でいいんだという、その要綱はわかりました。がしかし、この厚岸町において、じゃ、その面接のときに、厚岸町としてどのくらいの人数が仕事を探していて、何でそこにそういう人たちがいたのか押さえていますか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうから、今回募集をかけたときの面接に来られた方は、町内の方は12名でございます。12名の方がこの臨時作業員に応募に来たということでご

ざいます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 面接に来られたのが12名ということであれば、もっといるというふうに認識しますよね、普通。12名しかいなかったっていうことではないと思うんですよ。

先ほどの答弁の中で、何名の中に、人数何人かの中にその5カ月間を働いている、何名いるのかは実態的にはあれですけども、その5カ月間の間にもしかしたら仕事が見つかるかもしれないという話をしていますよね。見つからないかもしれない人もいますんですよ。そのことを考えたときに、この6カ月間をまず働かせて、失業保険が当たるようにしてあげようという、そういう気持ちってというのはなぜ起きないのかなっていうふうに不思議なんですよね。そういう部分の気持ちはどうなんですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

町の臨時雇用という、臨時職員の雇用というのは、この緊急雇用創出だけに限ったものではございません。通常に行われている業務の中で、いわゆる作業員の雇用等を行っておりますけれども、そういった部分についてはこういう期間だとかにとらわれずに、その作業量、必要な作業日数、そういう部分を加味しながら行っているということでございます。

ただ、それ以外に、この緊急雇用というのは、こういうような現在の社会雇用情勢の中において臨時的にこういった制度を設けて、何度も繰り返しになりますけれども、いわゆる雇用の場を次のステップに行くためのつなが的な業務なんですと、こういう部分を提供するんですというようなこの緊急雇用創出事業の趣旨、それに沿ったものとしてこの事業が出されております。

したがいまして、この補助事業を受けてそういう事業実施をしていくという形になりますと、この要綱にあるわけでございますから、その要綱に沿った形の中でこの事業展開をしなければならない。6カ月未満というのが、この制度の趣旨でございます。その趣旨というのは、先ほどから繰り返しておりますけれども、つながの仕事を生み出すんだというような形の中、そういう趣旨の中で厚岸町においては、この事業創出に当たっては補助趣旨に沿った中で事業選定を行ったと、このようなことでございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 それは、最初の1回目、2回目の答弁で聞いているので、それで理解したら、僕、質問していないはずなんですよ。

こっちも繰り返しになるかもしれないけど、僕も繰り返しになるんですけど、例えば住民サービスという形で厚岸町の役場っていうのはあるんですよ。この住民サービスっ

ていうのは、人の心、優しさっていうものがなければ住民サービスは当然できないと思うんです。そこにお金もかかってくるんですよ。そこに国の制度、いろいろなものがあるって、制約、要綱が出てきて制約がされていくというふうに思うんです。

先ほど聞いたときには、1カ月間超えてもし雇用した場合には町の持ち出しになるというふうに話しました。だから、要綱については、それは6カ月以上使っちゃいけないっていうことではないっていうふうに僕は認識しました。であるならば、5カ月間働いても次の仕事が見つからない人たちのために、そういう失業保険を掛けれるまでの期間を雇用してあげようという、そういう住民サービスという優しさの中からそういう気持ちが起こらないのかっていうことが、その町の理事者側がそういうふうな気持ちが起こらないっていうことについて、やはりこれは町民側にとっては優しさがないなというふうに思われると思うんですよ。

私は、そういう要綱なんかがあったとしても、それを超えてはならないというふうなものがなければ、そういう優しさがあってもよかったんじゃないかなっていうふうに私は思うんですよ。

もっと言うならば、自分の子供が職業がなくて、働いたときにあと1カ月働かせてくれば失業保険が当たるのにな、そういう気持ちが起こりませんか。国からこう流れてきたその流れに沿ってやったんだから、なに文句あるんだっていうふうに聞こえるんですよ。その部分についてはどうですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 繰り返しになる部分もあると思いますけれども、この緊急雇用創出というのは何度も言いますように国の制度、そういったような一つのルールといえましょうか、定められたルールの中のもって行う事業でございます。ですから、6カ月未満での雇用形態での事業を行うというのが、この補助事業採択に当たっての一つのルールという部分がございます。

それと、やはり一つには考えなければならないのは、この緊急雇用の中のいわゆる金額、予算の枠がございますので、そういった中でもって考えていったときには、おっしゃるように長期の部分、当然考えながら、できるだけ長い間でサポートするという部分もありますけれども、一方では、少しでもこの制度でもって多くの方、人数をふやすというような部分も考えなければならないというような考え方の中で、先ほど建設課長のほうからのご答弁ありましたけれども、5名での5カ月間というような事業採択をさせていただいたということでございまして、この補助事業をやっていくという形になりますと、やはり6カ月未満という部分のルール、それに従ったような形でこの事業を実施しなければならないということになっておりますので、その範囲の中で私どもは計画をさせ実行させていただいたということでございます。

趣旨は、何度も申しまわっているように、次の仕事へのステップにつながるという事業趣旨、こういったものがありますので、その事業趣旨に沿ったような形の中で、ここで事業に該当するような事業の中、メニューを出しまして、その中で適当な、これが適当だろうという部分の採択に当たった、選定に当たった、ということでございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 何回聞いても同じことしかしゃべらないような形になっているみたいなんですけども、自分の子供がそういう立場になったとき、決まりなんだから、ルールなんだからということで解決できるものなのかどうなのか、その辺の気持ちはどうなんですか。その部分についても、ちゃんと質問してるんですから答えてくださいよ。

それとね、先ほど答弁の中に、ルールが、要綱がって言ってるけれども、1月延ばしてもできるんだっていう答弁しましたよね。5カ月というルールのもとに来てるけれども、1月延ばして雇用した場合には町の持ち出しだと、別個に、その緊急創出の金は使えないんだっていうふうに答弁したっていうふうに私は聞いてます。聞きましたよ。であるならば、変えられるんじゃないですか。テープ戻してもう1回聞きますか。

町民に対する本当のそういう住民サービスというのは、そういうものでないのかなっていうふうに思います。理事者側も、もっと町民に優しい、そういう形をとっていただけないのか、その辺もう1回答えてください。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

先ほど申ししたのは、制度の中でもって超えるものがないのかっていうことですから、6カ月未満の事業ですよ。当然超えるものっていう部分は、6カ月未満の中での事業採択になりますから、そういう形で事業採択をしなければならない。それを超える部分っていうのは、また別個契約、今度は単費になってきます。そういう意味で超える部分については単費で別項です、考えなければならないでしょっていうような意味合いの中でお答え申し上げた。一連の事業としてとらえたっていう意味ではございませんので、その点ご理解をいただきたいなというふうに思います。

それともう一つ、雇用の関係でございますけれども、少しでも長く、あるいは雇用保険がつくように配慮しながらっていう部分については、私も理解はいたしております。そういうような雇用の関係でもって考えなければならない。

ただし、一方で、すべての雇用に当たっては、すべて6カ月間以上の雇用を考えなければならないのかということになりますと、やはりそれぞれの、これだけではございません、町の臨時の関係でもって、いわゆる雇用しなければならないというのはそれぞれありますけれども、やはり実態としてそこに必要な業務、それをやるために必要な形の中で、雇用といいましょうか、業務に当たっていただかなければならないという部分もあります。そういったことももろもろ考えながらいかなければならないということになりますんで、すべてがいわゆる雇用っていいましょうか、6カ月以上の部分、雇用保険の部分を考えながら雇用をしなければならないということには結びついてこない。そのものによって実態、必要性によってやっぱり考えていかなければならないという部分も当然あるということをご理解いただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 時間がないので、あと1回で終わります。

必要、不必要という言葉がありまして、不必要の理由にはたくさんああでもない、こうでもないって理由がつけられます。必要だと思えば必要な理由がたくさん見出されて、たくさん理由が生まれてくるものです。

厚岸町の役場の理事者側と町民と私たち議会側のこの部分については、何のために自分たちがその席に座って仕事をしているのか。議運運営については、すべて町民のためだというふうに思っています。その中で、ルール、要綱があるからそれでいいんだという、そういう認識で仕事をするのと、町民の側に立って本当に困っている人たちのためにどうしたらいいのかということを考えるのと、それは目的の先道が違ってきます。

もう一度言います。これは答えなくてもいいです、最後。私が思うには、町民の側に立って、本当に切なく苦しみもがいている人たちがたくさんいるんですよ。その中で雇用をって言ってるのであれば、せめてあと1月延ばして失業保険をかけてあげればというふうに、そういう提案をすると、そんなものしなくてもいいんだっていう町民、だれ一人もいないと思いますよ。そういうことを踏まえて、今後いろいろな部分について要らないっていうのであれば要らない理由はたくさんつけられるし、要るっていうのであれば要る理由がたくさんつきます。これはいろんな理由をもって来ようと思えば何ぼでもできます。でも、私が言いたいのは、すべて町民の側に立って、苦しんでいる人の側に立って物事を決めてあげれるという体質になっていただきたいという要望を加えて終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 答弁不必要ということではありますが、私からあえて答弁をさせていただきます。

今回の質疑を聞いておりまして、町政に対するいろいろなお話もございました。やはり対町民と行政との関係、竹田議員が言っているとおりです。私もそのように思います。心温かい相手の立場になった行政運営、これは私が進めているところでございます。ご理解賜りたいと思います。

ただ、今回の場合は、緊急雇用創出事業の交付金をいただいて行う事業なんです。それに対する質問があり答弁をいたしたわけでありまして、今、新たな雇用問題等々は次の課題として私は心がけていかなければならない問題であろうかと思いますが、質問の趣旨に沿った答弁の中で担当課長が答弁をしているということでございますので、この点、何かそれ以外の問題に対して冷たいとかいうことについては、そういうことございませんので、町長としてあえて立たせていただいて答弁をさせていただきました。

ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 14番さん、よろしいですか。

以上で、14番、竹田議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告ありました8名の一般質問を終わります。
本会議を休憩いたします。再開は1時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 日程第4、議案第40号 厚岸町役場出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第40号 厚岸町役場出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

字名等改正事業は、町民の要望、議会からの意見を受け、平成14年度に議会の議決を経て年次的に取り進めてまいりました。今年度は事業の最終年となりますが、湾月町、若竹町、松葉町、有明町、梅香町、奔渡町、御供を実施する予定であり、このうち、湾月町、有明町を全部、若竹町、松葉町、梅香町の一部を7月に改正するものであります。

議案書5ページをお開き願います。

今般、条例改正をしようとする条例ですが、第1条厚岸町役場出張所設置条例では所管区域の表記の変更、第2条厚岸町地区集会所条例では位置の表記の変更、第3条厚岸町生活館条例では施設の名称及び位置の表記の変更。

次のページをごらん願います。

第4条厚岸町カキ種苗センター条例では位置の表記の変更、第5条厚岸町公共下水道設置条例では計画排水区域及び計画処理区域の表記の変更、第6条厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例では設置場所の表記の変更、第7条厚岸町郷土館条例では位置の表記の変更、第8条厚岸町温水プール条例では位置の表記の変更。次のページになります。第9条厚岸町水道事業給水条例では給水区域の表記の変更であります。

いずれも今回の字名改正に伴う変更で、改正条例記載のとおりであります。また、資料として、条例新旧対照表及び位置図を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

附則といたしまして、この条例は字名改正の地方自治法に定める告示行為に基づき、平成21年7月13日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

13番、室崎議員。

- 室崎議員　今回は、位置が変わったわけではなくて、字名、地番変更により、その表示が変わるんだということですよね。それは大した問題ではないんですが、ちょっとお聞きするんですが、まずこの所在地の書き方のルールとして、建物についてはその所在地は何番地という書き方をするし、それ以外の物件については何番で土地の地番であらわすということですよね。ですから、ここのところに防災行政無線屋外拡声子局と読むんですか、こういうものについては何番になっているということによろしいんでないかなと思うんですが、違いましたら教えてください。

その上でお聞きするんですが、ずっと今までこの字名、地番改正作業がずっと行われてきて、その都度、厚岸町の施設についてのこの表示が変わっている。その中で、この地番のつけ方については、1番地の隣に2番地、2番地の隣に3番地というふうに並べていくつけ方が原則なんでしょうけども、特にこの町の施設に関しては、それぞれの何丁目の中で1番地というものを先にとってしまう。だから、地番の並びではちょっと変則になるというやり方でやっていくんだということでお聞きしておりました。それで今までもそうですかということでしたので、それについてとやかく言うつもりも全くございません。

それで、今回見ておりますと、若竹町の4丁目だとか若竹町の1丁目だとかでは、町の施設が1番地がついてるんですよね。ところが、湾月町1丁目に関しては4番地と5番地になってるんですね。このわけはどういうところにあるんでしょうか。

- 議長（南谷議員）　本会議を休憩いたします。

午後1時07分休憩

午後1時08分再開

- 議長（南谷議員）　本会議を再開いたします。

建設課長。

- 建設課長（佐藤課長）　時間をとらせて申しわけございません。

まず、建物の所在、地番、番地という表示、道路とか土地については何番という表示のほうでさせていただきます。それは質問者のおっしゃる考えのとおりでございます。

そこで、今、湾月町のところでございます。湾月町郷土館のところが1番1丁目4番地というふうな指示になっております。これにつきましては、地番がほかに1番となるところもございます。それが国泰寺、これからいきますと国泰寺のほうで1番地と。それから、その並びが2番地という順番に並んでおります。その中で、今回の条例改正の中で郷土館が4番地というふうな形となっております。

- 議長（南谷議員）　13番、室崎議員。

●室崎議員　今までですね、それぞれ字名１番を行った字の中なんですけど、字という字がついてなくてもこれは字なんですけど、３丁目とか１丁目とかっていう、１丁目と２丁目の境界を字界というふうに言いますから字なんですけども、その中で地番は最終的に登記官が振るわけですけども、その前に予定地番として町の施設を全部１番というふうにつけてわかりやすくするんだというルールをもって行っていると。ルールというか、そういう決め事でやっていくんだと。だから、１番が端っこに来ないで真ん中に来たりして、１００番の隣に１番が来るというようなこともあり得るんだけれども、そのようにやってるんだということでした。

湾月町の１丁目だけは、なぜその取り決めに外したんですか。そうやって、ここところは、まあ１番地はあっちに置いて、町の施設は何番地にしようというようなものなら、最初から町の施設に１番地をつけるなんていうことをやめればいいでしょう。どうしてここだけはそんなやり方にしたんですか。その点について。

それから、国泰寺っていうのはあれですね。こういう場合には一私人ですよ。これからお寺のあるところをやったときに、お寺は全部１番地にするというようなことなんです。そうすると、今まで宮園でもどこでもお寺のあるところあったと思うんだけど、そのときもお寺が１番地になってるんですか。お答えいただきたい。

●議長（南谷議員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。

この番地の振り方といたしましては、確かに公共的なものとした中で、それをまず一番最初の１番としていくというような考えを持った中で今までも進めてきてまいりました。

今回につきましては、この国泰寺のところが一番下の端にあると。そうした中で、公共的とは言えるのかといたら、それがどうだといいますと、そうでもないかもしれませんが、建物的には建物自体が皆さんこれが一番始まりでわかりやすいということで１番地と、国泰寺を１番地としたものでございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員）　１３番室崎議員。

●室崎議員　今のお話によると、端っこにあってわかりやすいから１にしたというのであれば、なぜ今までそういう使い方をしていなかったんだっていうことなんですよ。今回こうしましたではなくて、今までのやり方にきちんとのっとっているんですかって聞いているんです。恣意的にやられたら困るんですよ、地番なんてものは。しかも、本当は、一般の町民の方の中では４番とか９番とか縁起の悪い地番をうちにつけないでくれというような話もあるんですよ。そういうことを非常に気にする人もいますからね。ホテルの部屋みたいに、４と９と１３を除くなんていうことはできないんですよ。

それから、厚岸町が、はい、わかりました、そこんところはなんか小さなつぶれうちか何かにつけて、あなたのほうをよけてあげますよなんていうこともできないんです。な

ぜなら、厚岸町で字名地番変更をやって、その全部、図面から書類から全部つくって、たしか500筆だったかな、5,000筆だったか忘れましたけども、それ以上持ってこられると法務局パンクするから、半年にそれだけにしてくれっていう範囲で持っていくから時間もかかるんですけどね、そのときに最終的に地番を振っていくのが登記官なんですよ。

だから、厚岸町でこことこ1番にしてくださいっていっても、そんな登記官はいないと思うけれども、だめだっていって全然違うところから1、2、3、4って振られても、法的な権限で言うと厚岸町それ以上物言えないんですよ。大体のところは厚岸町のほうで、ここは町の公共施設だから1番地を特に振ってくれと。それが、その字界の真ん中にあっても、隣が100番地でこの施設が1番地になると、図面見れば1、2、3、4って並んでたはずなのに、1の隣に100が来る、変でないかっていっても、こういうわけだから、要するに町の施設の住所というか、それがわかりやすいようにするという目的があるものだからっていうことでやってたんでしょう。今回だけそれが外れる、どうしてなんですか。

それで、議会でも何回かそういう話も出たと思うんだけど、その都度これは公共施設だから特に1番地、二つあれば1番地と2番地というふうにやるんですと。そのほうがいろいろな書類だとかそういう点でも便利だし、わかりやすいし、そういう公共目的があるからということで議会のほうでも字名、地番と、それからそれに伴うこの条例の一部を改正する条例の制定というものについて皆さんにお知らせしていたと思うんですよ。その都度そういう説明があったんですよ。今回だけ、湾月町1丁目だけが特に違うやり方でやるっていうのは、これは解せないですね。納得のいく説明をお願いいたします。単に今回こうしましたでは済みません。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時17分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 時間をとらせて申しわけございません。

この字名、地番の定め方につきましては、厚岸町字名等改正実施基準、これに基づいて字名等、それから地番等の取り方の必要な事項を定めてございます。

確かに最初に1番を定めるのは、質問者おっしゃいましたとおり法務局でございます。その中で、一つは境界、公共、河川、水路、鉄道その他恒久的な施設に定めるというふうな形となっております。それから、河川については、河川は話になっておりませんので飛ばしますが、あとは基準点に近い町名を起点とする。それから、配列は連続千鳥方式により行うとし、これによりがたい場合は右回り連続蛇行式により行うといったような定め方がございます。

そこで、なぜ国泰寺のところが1番というふうにしたかということでございますが、この中では基準点に近いということで、そこから端だと、一番基準点に近いところが国泰寺だったということで、そこを最初に1番というふうな振り方をしたということでございます。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時20分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 確かに今までは公共施設、そこに最初の地番を振っていたという、そういった説明もしてございます。

今回のところは、最初に担当の者も今の中では基準点に近いと、この字名等改正基準の中で書かれている基準点に近いところということで、まずそこを振ったと。その施設自体は、公共施設とは要は言い切れるものではございませんけれども、そういった皆さんだれが見てもここが、国泰寺がすぐわかると、そういったことから公共性に近いといったような判断をいたしまして、ここを1番地と振らせていただいたと。あくまでも予約地番でございますけれども、そういうふうにして設定をしたということでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。
10番、谷口議員。

●谷口議員 今の説明を聞いていて、やはり一貫性、やはり行政は一貫性だと思うんですよ。きちんとした一貫性を持ったもので進んでいかなければ、そのときそのとき都合で変わっていくというのであれば、私は非常にその考え方自体に疑義を感じるわけですよ。

今までにしたって、これがことしたまたま始まった事業で、ここの部分だけをこうしようということで考えたということでやってきているのであれば、私は納得できますよね。ですけど、私のうちの隣が真栄地区集会所なんです。あそこが1番地なんです。私の家は115番地なんです。隣同士で114番地も違うんですよ。普通、114番地も違ったら、はるか遠くにあるはずなんです。それが、今までの方針では、公共施設であるということで、ちょうど真ん中にある地区集会所が1番地になってるわけですよ。

そういうことで、今までは公共施設を1番地にするんだと。湾月町にたまたま今回二つあるから、どっちを1番地にしたらいいか困ってしまってこういうふうになったのかどうかはわかりませんが、やはりそのあたりをきちんとわかりやすく説明してい

ただかなければ、基準点は、もし私に正確にどこに基準点があるのかっていうことがわかりませんから、専門家でもありませんし何とも言えませんけれど、基準点が近くにあったらそこが1番地になるというのであれば、それはちょっと考え方が変ではないのかと。やはり公共施設を1番地にするというふうに決めたのであれば、きちんとそれを踏襲していかなければだめではないのかなというふうに思うんですよ。今後もまだもう少しあるわけでしょう。そうすると、そこでまたぶれてしまうというようなことになっていっては困ると思うんですよ。

それともう一つお伺いしたいんですけど、そうするとこれは2番地、3番地はどこなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この字名改正の予約地番の定め方でございますけれども、先ほど室崎議員のほうにもご説明申し上げたとおり、まずはこの基準のほうに、基準点に近いところから、たまたまここの施設はちょうど国泰寺とかプールとかこういったものが、学校とかそういったものが集中してございまして、その中で基準点に近いところからということで国泰寺というふうに1番としたものでございます。

この2番地でございますけれども、これは国泰寺の本堂、隣り合わせとなっております、そこが2番地。そして、厚岸神社のほうが3番地といった形としております。そして、隣、郷土館が4番地と、そういうような振り方をしております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっと私、疑問に思うんですよ。2番地、3番地も含めて。宗教施設ですよ。基準点に近いというところが、基準点がどこにあるか私わからないから、説明もないしね、今までずっと質問されているのに、その基準点というのはどこにあるかわからないけれども、そうであれば基準点のあるところが1番地であるのであれば、百歩譲ってですよ、そこを1番地にしなければならぬというのであれば、何で2番地、3番地にこの施設が持ってこれるようにしなきゃならなかったんですか。

今まであっちこち、さっき言ったけれども真栄地区集会所は地域の真ん中にあるんですよ。それが1番地なんですよ。ところが今回だけは、全く今までの考え方を覆してこういう張りつけをした。これはどういったって理由にならないんですか。今までの考え方を変えた理由に。そうだったら、やはり人前でわかるような簡単な番地の振りつけになるようにしていくのが当たり前の考え方ではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことにもなっていないと。

この間に翔洋高校が入ってますよね。そうすると、ここも番地が違うわけでしょう。そうすると、連続した番地でもないんですよ。昔、飛んで飛んでっていう歌ありましたが、番地のつけ方までこういうのではやっぱり変ではないのかなと。私はこれには納得できません。どんな答弁されようとも。今までの答弁の繰り返しでは、私は納得し

ません。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 1 時28分休憩

午後 2 時09分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

議案第40号について、10番、谷口議員の2回目の質問に対する答弁から行います。

副町長。

- 副町長（大沼副町長） 大変貴重な時間を費やし申しわけございません。お許しをいただきたいと存じます。

先ほど10番議員からのご質問、さらには13番議員からご指摘をいただきました。これまで字名改正に伴います町の施設の付番につきまして、これを1番とするという説明をさせていただいてきておりました。

このたび上程をさせていただいた郷土館並びに温水プールの付番につきましては、これまでの説明と整合性がとれておらないということでございます。お許しをいただきまして、議案の訂正をさせていただきたいと、そのように思いますのでよろしくお計らいをいただきたいと思います。

- 議長（南谷議員） ただいま、事件の訂正請求を提出したい旨の副町長のほうから申し出がございました。

この申し出についてお諮りいたします。

事件の訂正請求を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求の提出を承認することに決定しました。

- 議長（南谷議員） ただいま、町長から議案第40号 厚岸町役場出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定についての事件の訂正請求書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。
訂正理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（大沼副町長） ただいま上程をいただきました事件の訂正請求につきまして、議案第40号の厚岸町役場出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、付番を訂正するために一部訂正をお願いしたいと存じます。

訂正箇所でありますけれども、第7条、これは厚岸町郷土館の位置を示すものでありますけれども、訂正前はこれを1丁目4番地としておりましたけれども、これを1丁目2番地に改めさせていただきたい。ここで記させていただいております1丁目14番地1といますのは、この条例の改正前の番地でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、8条の訂正でございますが、これは厚岸町温水プールの番地を示したものでございます。現行の条例は1丁目86番地3、これを1丁目5番地というふうに改めようとしていたものを、1丁目1番地というふうに改めさせていただきたいという内容でございますので、よろしくご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（南谷議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求を承認することに決定しました。

引き続き質疑を行います。

1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 正式の場でお尋ねしておきたいと思います。

今回の改正というか、その訂正を含めて二つの今回の字名改正の中では、番地の振り方というか、二つの方法が出ましたですね。一つには従前からやってきました公共的な施設、それから今回話題になりました、いわゆる基準値を起点にした番地の振り方、そういった二つの方法が出たんですが、そのほかにそういった別なものが、例えばこの二つがなければ何かを基準にするとか、あるいはこれらのものが1番には基準値を起点にして、基準値が遠くてないとか、あるいはそのエリアの中にはそういったものが全くないとすれば公共の建物にするとかという、そういう順番的なものっていうか、条例的なものっていうのは、根拠になるものっていうものは全くなかったものなのではないでしょうか。それをお尋ねしたい。

- 議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

この地番、それから町名等を定める基準といいますのは、これは厚岸町字名等改正実施基準、これがございまして、基本的にはこの中で必要な事項が定まっております、その中で決めてきているといったものでございます。ただし、地番等につきましては、最終的には本局でのほうで定めると。ただ、考え方としましては、この字名等改正実施基準、これによりまして必要な事項を見ながら決めていっているというものでございます。

●議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 字名改正、その基準はそういうものがあるというふうに言っている。それは前からも言っているからわかりますけれども、その中に地番の振り方、今までは、いわゆる公共の建物を基準にして、そこから 1 番地を振っていくと。一般的に厚岸町の町、栄えてきたっていうか、先ほどの国泰寺にその基準値、基準値っていうのは 1 等とか 2 等とか 3 等とかってあったような気がするんですが、国泰寺の場合はそういった本当の元締めになるところではないのかなっていうふうに思うんですが。

それが 2 点目にちょっとお尋ねするんですが、この字名改正基準の中で、そういう振り方の基準をきちっと決めなかったのかどうなのかと。それが一番先に決めたのが、いわゆる公共の建物だということで決めたわけですか。そういうことだから、今回こういうふうに訂正までして、その公共の建物を一番先に基準に持ってくるという考え方になったんではないかと思うんですが、やはりそのところきちっと決めてなかったことが今回のようなことになったんではないのかというふうに思うのと、もう一つは、私もここに住んでみて、やはり厚岸町の町が開けたところっていうのは、国泰寺から本町からこの町が開けてきたと。そこに基準値があるということ、それは我々素人的にもなるほどなというふうに理解はするんですが、まず、この国泰寺っていうのは、本当にそういう意味では一番もとになる、厚岸町の開けてもとになる基準値ではなかったのかなというふうに理解するんですが、その辺のところはいかがですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この地番の定めでございますけれども、これはまず最初には法務局の職権でございますので、町が決めるということではございません。ただ、その定め方の方法としては、町もいろいろな考え方もありますし、なるべくわかりやすい地番を順番にして振っていただきたいというふうな要望と打ち合わせをしながら決めていくといったことで、当ても地番はこうだという、そのときは決まりはない。ない中でも、決め方としましては公共施設、それをまず一番先に振っていくのが一番わかりやすいといった考えがございします。その中で、皆様方にもご説明を申し上げてきたという次第でございます。

それと、最後に話もありました国泰寺の話でございますけれども、確かに国泰寺は歴史が古いという中では、ここが一番最初の始まりの基準といった、そういった考えを今

回一番とした定めの中ではあったものでございます。しかしながら、それは私ども今までご説明申し上げたとおり、公共施設を1番というふうな形で最初に持ってくるということでのやり方をずっとしておりますので、その辺はやはり今回変えさせていただくと、修正させていただくといったものでございまして、初めのその考えとしては、国泰寺という歴史的なものがあったものですから、そこを1番という基準にしたといったことではございます。そういったことで、考えが一部違いがあったということではございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 こういうふうに関決されたことについていうか、その説明はわかるんですよ。ただ、最初、何回も言うようですけども、そういう決め方がないっていうんですが、字名改正するに当たって、そういう取り組むに当たって、こういったちょうど地番、番地つけるっていうか、そういうのは当然出てくるわけですから、その基準には何を持っていくかということをやっぱりしっかり決めていてっていうか、決めたつもりなんでしょう。決めたのであれば、今回のような結果は出てこなかった、提案の仕方にならなかったんだと思うんですが、そのところがちょっと私にしては納得いかないなと。

上位っていうか、一番先にはそういう基準値を定めるという決め方であったならば、その基準値がなければ公共の施設に次の段階に移るという決め方だったのではないのかなというふうに理解していたんですけど、そうではなかったみたいですから、そういった意味では今後しばらくはこういうことはないだろうと思いますし、こういった形の中の、法務局が最終的にはつけるということだけれども、やはりしっかりそのことは勉強されて、こういうことのないようにしていただきたいなと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今、この字名改正等の地番の定め方でございますけれども、いろいろな考え方も確かにあるものではございます。ただ、その中では、最初はやはり公共施設をまず1番に振っていく、それが基本とした中で今まで進めてきておりますし、ご説明を申し上げてまいりました。

確かに国泰寺等、歴史のあるものがあるわけですから、それを1番とした考え方もありますけれども、私どもこの字名改正等この作業を進めていく中では、やはり公共施設を1番というふうな形でもって振っていくといったことで進めてきたものでございます。

これが今回、ちょっとその辺の違い等がございまして、大変皆様にもご迷惑をかけた次第でございます。今後十分気をつけながら作業に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

9番菊池議員。

●菊池議員 統計的なことを伺います。

字名改正で事業はことしで終わるといいますが、いつごろですか。改正した数、見込み、例えば4,500世帯があるとか、公共建物数、本庁舎から支所、集会所、学校、保育所、そのほか公共のもの、寺院、漁村センターとか海事記念館、温水プール。

ということは、今回の字名改正で厚岸町は何個あることが判明するわけですか。全町改正したのかどうか。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 2 時24分休憩

午後 2 時28分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 時間をとらせて申しわけございません。お答えをいたします。

まず、今回の字名事業、これがいつ終わるのかということでございますが、今、予定では平成21年の10月26日を最後の字名改正の施行日としてございます。それで終わるというものでございます。

それから、字名数でございますけれども、改正前当時、平成14年当時144あった字名が、今回21年の10月の字名改正をもって106になるというものでございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第41号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算、議案第42号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上、2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第41号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第42号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第41号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）の提案理由を説明させていただきます。議案書の1ページでございます。

平成21年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）でございます。平成21年度厚岸町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,124万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,471万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入では6款6項、歳出では6款11項にわたってそれぞれ6,124万円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。6ページをお開き願います。

歳入でございます。

11款1項1目1節地方交付税1,482万9,000円の減、13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金61万5,000円の増、広域入所負担金でございます。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、1節総務管理費補助金342万5,000円の増、ふるさと雇用再生特別対策推進事業補助金で、障害者における社会活動支援事業の実施に係る補助金の計上でございます。

2目民生費道補助金、1節社会福祉補助金、障害者自立支援対策推進費補助金41万7,000円の増、障害者等支援システム修正に係る補助金でございます。

17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入110万1,000円の増、これは門静1丁目87番の町有地売り払いに伴う計上でございます。

21款諸収入、6項3目3節雑入1億5,051万1,000円の増、主に釧路産炭地域活性化事業費補助金の計上でございます。いわゆる旧基金の取り崩しの計上でございます。充当事業採択を受けたことに伴いまして、今回補正計上を行うものでございます。

なお、事業別の内容につきましては、歳出においてご説明させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

22款1項町債、2目民生費、1節社会福祉債8,000万円の減、特別養護老人ホーム心と園整備事業債の減で、産炭補助金の充当により町債を減額するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続いて、8ページでございます。歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目職員厚生費137万4,000円の増、これにつきまして

は、臨時職員における雇用保険料の清算事務について、従来までは出納整理期間内においてそれぞれの所属でその清算事務を行ったまいりました。

先般、保険料清算事務が6月以降と制度改正がなされ、所属ごとの清算事務に係る会計処理ができなくなったことから、当該事務を一元管理するための補正計上でございます。

4目情報化推進費48万6,000円の増、日本国憲法の改正手続に関する法律に規定されている投票人名簿を調製するために必要となるシステム改修経費の計上でございます。

10目企画費148万1,000円の増、山形県村山市で毎年開催されているむらやま徳内まつりがことしで15年目を迎える節目の年に当たり、村山市民と厚岸町民との交流を深めることを目的に実施する交流事業補助金以下の計上でございます。

10ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉、1目社会福祉総務費5万円の増、北海道アイヌ協会厚岸支部への補助金でございます。

2目心身障害者福祉費665万円の増、主に障害者福祉計画策定業務委託料252万円の増、障害者における社会福祉費社会活動支援事業として、地域訪問支援実施委託料342万6,000円。なお、この事業の財源につきましては歳入でご説明させていただきましたが、ふろさと雇用再生特別対策推進事業補助金を充当し実施するものでございます。

4目老人福祉費820万8,000円の増、これは12ページにまたがりますが、特別養護老人ホーム心和園整備事業につきましては、老朽化した浴室の全面改修費の計上で、産炭補助金730万円を充当し実施するものでございます。

なお、12ページの入所施設につきましては、財源内訳補正でございます。

8目社会福祉施設費235万円の増、山の手地区集会所及び宮園丘陵地区集会所の下水道排水設備工事費の計上で、産炭補助金210万円を充当し実施するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費528万8,000円の増、床潭及び太田へき地保育所における臨時保育士配置による賃金ほかの計上でございます。

4目児童福祉施設費148万8,000円の増、保育所広域入所委託料として103万8,000円の計上をするものでございます。真竜保育所530万円の減につきましては、保育士の配置転換に伴う臨時保育士の減で、この減額分につきましては、先ほど説明いたしました床潭及び太田へき地保育所の臨時保育士へ賃金ほかを振りかえ計上を行っているところでございます。

14ページをお開き願います。

宮園保育所下水道排水設備工事費の計上で、産炭補助金510万円を充当し実施するものでございます。

16ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費51万9,000円の増、新型インフルエンザ対策など感染症対策として新たに事業立てするもので、事業費の内容としまして、マスク、防護服、町民周知用パンフレットなどの購入経費でございます。

なお、健康づくり一般の減額分は、町民周知用パンフレット購入費の減で、計上事業の振りかえによる減でございます。

2項環境製作費、4目ごみ処理費168万円の増、ごみ消却処理場屋根の改修工事で産炭

補助金150万円を充当し実施するものでございます。

18ページ、5款農林水産業費、1項農業費、7目農業施設費10万7,000円の増、施設修繕料でございます。

9目堆肥センター費950万円の増、有機資源堆肥センターにおける堆肥の貯蔵保管施設建設費で、産炭補助金540万円を充当し実施するものでございます。

3項水産業費、1目水産業総務費34万円の増、説明欄に記載のとおりでございますが、二事業に対する補助金の計上で、事業内容としましては、厚岸地区水産物消費拡大推進事業は道央圏におけるPR活動の実施、衛生管理技術モデル試験事業は水産物の陸揚げについて、フィッシュポンプによる陸揚げを試験導入し、衛生管理技術の実証等をしようとするもので、国庫補助を受けての実施でございます。

なお、二事業とも、事業実施主体は厚岸漁業協同組合でございます。

20ページ、6款1項商工費、3目食文化振興費813万8,000円の増、厚岸味覚ターミナル整備事業で、下水道排水整備工事玄関ポーチ改修工事ほか施設改修費の計上で、産炭補助金730万円を充当し実施するものでございます。

22ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費39万3,000円の増。さきの2款総務費で説明させていただきました内容と同様のもので、教育委員会として臨時職員雇用保険料事務を一元管理するための共済費計上でございます。

3目教育振興費100万円の増、道立厚岸翔洋高等学校の若潮寮運営のための補助金で、寮運営につきましては入寮生より寮費を徴収し、その寮費により寮運営を行うことが原則でございますが、現在、入寮生が3名でございまして、この寮費では寮運営を賄うことができないため、昨年度に引き続き寮運営に当たり不足する額を補助するものでございます。

3項中学校費、2目学校管理費905万円の増、太田中学校屋内運動場フロアウレタン塗装の全面補修として220万円の補正で、これも産炭補助金190万円を充当し実施するものでございます。厚岸中学校耐震補強事業685万円の計上は、耐震診断実施に伴う委託料でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費40万8,000円の増で、内容は地域住民コンサート及び京都大学交響楽団コンサートの開催経費の計上でございます。

24ページ6目情報館運営費273万円の増、情報館下水道排水設備工事費の計上で、産炭補助金を240万円充当し実施するものでございます。

以上をもちまして、議案第41号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第42号の説明に移らせていただきます。議案書をご参照願います。

議案書1ページでございます。

平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億767万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入歳出とも1款1項について、それぞれ42万3,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金、1節前年度繰越金42万3,000円の増。内容につきましては、平成20年度の保険料につきまして、平成21年4月から5月末までに納入された保険料は、平成21年度に繰り越しし、21年度予算として広域連合へ納付する仕組み、制度となっていてところから、本年4月から5月までに納入された保険料の総額42万3,000円を繰越金として計上するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続いて、6ページ、歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、負担金補助及び交付金でございます。42万3,000円の増。歳入でご説明させていただいたとおり、広域連合への納付金でございます。

以上をもちまして、議案第41号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第42号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明で申しわけございません。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 本2件の審査方法についてお諮りいたします。

本2件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本2件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午後2時45分休憩

午後4時54分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として日程の順序を

変更し、直ちに議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。

本日の会議録署名議員として指名しておりました5番、中川議員が所用のため途中退席しておりますので、新たに9番、菊池議員を本日の会議録署名議員として追加いたします。

- 議長（南谷議員） ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本会議を休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後5時39分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第41号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算、議案第42号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上、2件を再び一括議題といたします。

本2件の審査については、平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

13番、室崎議員。

- 室崎議員 平成21年度各会計補正予算審査特別委員会につきまして、報告いたします。

平成21年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第41号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算ほか1件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたのでここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（南谷議員） 初めに、議案第41号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 日程第6、議案第43号 工事請負契約の締結について、議案第44号 工事請負契約の締結について、以上、2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第43号及び議案第44号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

追加議案書1ページをお開き願います。

議案第43号でございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

特別養護老人ホーム心和園は、昭和55年に入所施設50床を建設し、昭和56年度から事業を開始しており、その後、平成8年には短期入所介護事業所、いわゆるショートステイ10床を併設し、平成9年度に事業を開始しておりますが、年々入所待機者が増加しており、さらには平成18年に医療制度改革に伴う療養病床の見直しにより、平成23年度までに町立厚岸病院の介護療養病床が廃止となることから、療養病床の削減に対応した介護保険施設への転換による受け皿の確保と在宅サービス利用者に対する介護者の負担軽減の充実を図るため、特別養護老人ホーム18床、ショートステイ10床の増築を行うものであります。

なお、工事発注に当たりましては、建築主体工事を1工区で発注しますと年度内に完成が見込めないため、2工区に分割して発注をし年度内完成を目指すものであります。

内容であります。1として、工事名、特別養護老人ホーム増築工事（建築主体その

1)、2として、工事場所は厚岸町白浜4丁目1番地、3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による企業体2社、単体5社による指名競争入札でございます。4として、請負金額は金1億8,900万円であります。5として、請負契約者は、影本・村井経常建設共同企業体であります。代表者、厚岸郡厚岸町白浜4丁目156番地、マル勢影本工業株式会社、代表取締役三木均。構成員として、釧路市住之江町12番17号、村井建設株式会社、代表取締役村井順一。

2ページをごらんください。

参考といたしまして、1、工事概要でございますが、建築工事、鉄筋コンクリート造平家建て997.7㎡。所要室は、ショートステイ部分として、居室、2名室が4室、1名室が2室ほか記載のとおりでございます。

管理、共用部分といたしましては、交流ホール、食堂及び機能訓練室ほか記載のとおりでございます。

2、工期でございますが、着手、平成21年7月1日から、完成、平成22年3月19日までとするものでございます。

3、配置図、平面図、立面図、別紙説明資料のとおりであります。次のページをごらん願います。

配置図であります。図面左側の斜線部分が今回新たに増築する部分であります。この増築する部分の右側、既存ショートステイ等に接続するほうが建築主体工事その1、左側が議案第44号で上程しております建築主体工事その2となっております。

4ページをお開き願います。

平面図でございます。図面中央付近に線の太線でその1工事、その2工事の区分けを示しておりますが、交流ホールの左側の太線のところがその1工事、その2工事の接続するところとなっております。

その1工事は、図面右側の建物になりますが、上の緊急出入り口から廊下を挟んで左手に機械室、更衣室、洗濯室、相談室を配置しまして、右手側が厨房室、浴室を配置しております。廊下の下側に、交流ホール、食堂、機能訓練室、その右側にショートステイ6室10床としてございます。

次のページでございますが、立面図でございます。

上から、東立面図、南立面図、西立面図、北立面図を記載しております。3ページの配置図をごらんいただきたいと思います。右側上段に方位を示しております。上が北、下が南、右が東、左が西となっております。各方位の方向から見たときの建物を立面図として描いたものであります。

続きまして、議案第44号工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。1として、工事名、特別養護老人ホーム増築工事（建築主体その2）、2として、工事場所は厚岸町白浜4丁目1番地、3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による企業体2社、単体5社による指名競争入札でございます。

4として、請負金額は、金1億7,745万円であります。5として、請負契約者は、共和・葵經常建設共同企業体、代表者、厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所、代表取締役吉田三男。構成員として、釧路市材木町15番17号、葵建設株式会社、代表取締役山中博。

7ページをごらんください。

参考としまして、1、工事概要でございますが、建築工事、鉄筋コンクリート造平家建て685.88㎡、所要室は、特別養護老人ホーム部分として2ユニットの建設で、1ユニット当たり、居室が1名室が9室、共同生活室、台所、便所、汚物室、介護材料室で構成をされ、これを2ユニット建設するものであります。

共用部分といたしまして、介護員及び介護士室、それから交流スペース。外構工事としましては、駐車場39台分、管理道路幅3m、長さ145.6mであります。

2、工期でございますが、着手、平成21年7月1日から、完成、平成22年3月19日までとするものでございます。

3、配置図、平面図、立面図、別紙説明資料のとおりであります。3ページをごらん願います。

配置図であります。図面左側の斜線部分のうち、左側の建物が建築主体工事その2となっております。このほか、外構工事としまして、駐車場、管理道路等が含まれております。

4ページをお開き願います。

平面図でございます。その2工事は、図面中央から左側の建物になりますが、共同生活機能と個室機能を一体的に構成したものを1ユニット9床としまして、それを中央の介護員、介護士室を挟んで図面では上側と下側に配置し、合計2ユニット18床としております。

次のページは立面図でございます。3ページの配置図とあわせてご参照をいただきたいと思っております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 初めに、議案第43号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 契約内容、あるいは工事内容についてどうこうというのはございません。議案書に関して、確認をしたいというところがありますので。

今回の場合には、共同企業体という形ですから、普通の契約のやり方とはちょっと違うと思っておりますけれども、この場合、契約の相手方というのは当然43号では影本・村井經常建設共同企業体ということになるわけですね。これがもしジョイントでなくて単体であったとすれば、例えばこの上に書いてあるほうだとすれば、当然厚岸町が契約を結んだ相手方というのはマル勢・影本工業株式会社であるということになりますよね。そこに記載されているからといって、この三木さんという人が相手方になるわけではない

ですよ。と思うのですが、時間がないから私のほうで考えていることをぱっぱっぱっと言ってしまいますから。

それで、このことは、今回出てる工事入札状況というのを見ても、既に担当者のほうでははっきりとつかんでいるんでいるんだらうと思うんです。請け負い業者名というところには、そのときたまたま委任状をもらってやってきて判を押した人が書いているわけではありませんよね。ここには何々株式会社とか、何々有限会社、何々組合とか書いているわけですよ。ましてや、何とか支店とか何とか営業所なんていうふうにも書いてないわけですよ。ですから、今これを見てもわかるように、契約の相手方というのはその会社である。個人の場合もちろんありますけれども、ここに出ているのは全部会社ですから会社であると。

それで、その会社を特定するには、ちょうど個人の場合には住所、氏名で特定しますね。そうすると、私のだけを特定するときには、こういう契約やいろいろな場合には、厚岸町真栄1丁目43番地、室崎正之と書くわけです。これは、私という人間を特定するためです。これは、個人の場合には住所、氏名です。

会社の場合にはどうなるかということ、本店照合という言い方をしますね。登記簿、登記事項証明書、そういうものを見ますと本店欄、それから照合欄というのがございます。本店というのは、要するに本店の所在地なのです。だから、東京都何々の何番地とか、何番何号とか、それから照合というのは、何々株式会社とか、株式会社何々というものがありますけれども、ということで相手方を特定しているということで、よろしゅうございますね。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お願いします。

今、質問者がおっしゃったことを確認して、そのとおりでございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 それを押さえた上での、今度は議案の記載方法です。この場合には、本件の場合には共同企業体ですので、共同企業体の本店というのはありませんから、それが記載されていない。そして、そのかわり、この会社とこの会社がジョイントを組んでますというので、それぞれの会社が、これがいわば実質上の相手方ですよ。その相手方としては、先ほど言ったように、その会社を特定するために本店と称号が記載されている。私は、個人の考えでは、議案書として契約の相手方というのは、ここまでもう十分要件あるんじゃないかと思うんだけど、事例集を見ると必ず代表取締役が記載されてます。これは、恐らく契約締結権限を持っている正統な人ときちんとして行ってますよという意味を最初から議案書に載せているんだと、そのように思うんです。そのような解釈でよろしゅうございますね。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

代表取締役までを入れておりますのは、今、質問者がおっしゃった内容と実例集等を見た中で代表を載せていると。その考えとしては、やはりその権限のある者がそこまで例規する。それは議会の中でもわかりやすいといったようなことで載せたものでございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 それでですね、一部参考書を見ますとですね、本店、称号を書かないで、支店名を書いてありますね。支店の所在地と、それから支店名を書いて、支店長の何の人というふうに入れてるものも参考書の中にはあります。ただ、参考書に一つあったからそれですべてかっていうことになると、これは問題ですから、むしろその参考書を書いている著者と私、一度じっくりとご高説を賜ってみたいと思うぐらい、ちょっと不思議な感じがするんですが、まあ、百歩譲って、その記載例、参考書ですね、それと同じに書いてあった場合には、これはまあそういう有力な参考書の記載例もあるんだからいいんだろうというふうに思っただけです。でも、その記載例すら外れる今のこのような流れの中に乗らないものは、これは契約の相手方としての記載は十分でない価値がある、そのように解釈せざるを得ないということに今の論理からはなってくると思いますが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

議会の議決を要する契約について、いかなる事項をこの議案内容とするのかは、自治法上では明文の規定はないわけでございます。そこで、行政実例がございまして、その中では契約の目的、方法、金額、相手方等を明記すればよいとされているものでございまして、その契約の相手方としましては、地方実務、実務提要、こういったものを参考に支店長の契約締結権限を委任されていることが明確であれば、その委任を受けた支店の住所、支店長等の氏名を表示するといった内容となっております。

それに従いまして議案を作成をしてきたところではございますが、一部そういった支店長名まで明示されていない部分も見られることがございます。それでは、それは誤りなのかどうなのかということになりますと、これは自治法上では明文化された規定はないということでございますから、それは議案に乗せる上で、皆様方が議案を審議する上で、それが本人、あるいは契約締結権限がある者がだれであるかということがわかるかわからないか、不親切な明示の仕方であるのかといったことになろうかというふうに思います。その辺は一部あったというふうな見受けられるところではございます。

（「議事進行」の声あり）

●議長（南谷議員） 議事進行。

●室崎議員 今のお話を聞いていて、議場の皆さんもわかったと思うんですが、前回の臨時会において、相手方の記載のない議案が出ておりました。それで、これについてはどのように取り計らったらいいいのかということは、議会側で考えなければならないと思いますので、議長にお願いいたします。しかるべき時期に、議会運営委員会なり議員協議会なりを開いて、この問題をきちんと対処しなければならないというふうに思います。

今、どういうわけでそうなのかというのは、今の3回の質疑の中でわかりいただいたと思いますので、よろしくお願いしたい。

●議長（南谷議員） ただいま、13番さんからの議事進行のご意見に対しまして、後日、取り扱いも含めて議運のほうで協議をさせていただきたい。

本会議を休憩いたします。

午後 6 時02分休憩

午後 6 時12分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 次に、議案第44号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第7、発議案第2号、第三セクター調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります室崎議員に提案理由の説明を求めます。

13番、室崎議員。

●室崎議員 発議案第2号として、お手元にペーパーが回っていると思いますが、ここで第三セクター調査特別委員会の設置の提案をさせていただきます。

3月議会、そして今回の議会と、味覚ターミナルに関しましては非常にいろいろな意見が出ております。ただ、本会議での審議というのは、どうしても提案された内容にいわば補足されます。そうしますと、悪く言うと、いいのか悪いのか、白か黒かというような議論に終始してしまいがちだという部分がないとは言い切れないと思います。

私自身、この味覚ターミナルというものをつぶしてしまいたくて議論してるわけではもちろんないし、みなこれは同じだと思います。何とか本来の設置の目的にかなう健全な運営というものをできるものになってほしいという点から、いろいろな意見を出してるんだろう、そのように私自身考えております。

そうしますと、ここで、かつて一度だと思いますが、こういう委員会を設置いたしまして、本質論からいろいろと議会で議論した、そのときに私も入れていただいた経験がございます。そうしますと、委員会というところで、それぞれの皆さん胸にお持ちの提言もできるんじゃないか。あるいは、町内のいろいろな方からの参考人というか、委員会ではいろんなことができますから、そういう形でおいでいただいての提言をいただくこともできるんじゃないか。また、理事者側の町長を初め皆さんも、本会議ではちょっと言われなようなことも、また委員会ではいろいろな形でざくばらんな話ができるんじゃないか、そういう受け皿をつくって、その中でどのようにこの味覚ターミナルというものを健全な、きちんとした本来の目的が達せるような組織にしていこうかという話ができるんじゃないか、そのように思いまして、今回、第三セクター調査特別委員会の設置を提案するものです。

それで、名前は第三セクター調査特別委員会、そして、ここに1、2、3と書いてありますが、2というのが付託事項ですが、現況に関する調査、問題点に関する調査、今後の見通しに関する調査、今後の方策に関する調査、その他、株式会社厚岸味覚ターミナルに関する事項として網羅的に入れたつもりであります。

なお、おわかりの方はとくとおわかりと存じますが、この名称並びにこの調査項目については前回の、何年前かは忘れましたが、特別委員会のやり方を参考にさせていただいたということがございます。

どうか皆さんのご賛同を賜りたいものと切にお願いいたしまして、提案理由とさせて

いただきます。

- 議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後 6 時18分休憩

午後 6 時32分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第 8、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定しました。

- 議長（南谷議員） ここで、議会事務局長より字句の訂正の申し出がありますので、これを許します。

- 議会事務局長（松澤局長） 大変貴重な時間を申しわけございません。

次の日程 9 の部分なんですけども、議員の派遣について、1 枚ものでありますけれども、これの 1、2 がございまして、2、北海道町村議会議長会主催広報研修会、これの（3）の期間、平成21年 8 月17日（月）から18日（火）というふうになっておりますけれ

ども、21年8月18日（火）から19日（水）、2日間というふうに訂正していただきたいと存じます。

大変申しわけございません。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第119条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により、議員を派遣したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定しました。

●議長（南谷議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

よって、平成21年度厚岸町議会第2回定例会を閉会します。

午後6時35分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年 6月26日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員